

# けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小將町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成21年 11月 第9号



(本多の森公園)

## 目次

- |            |           |              |         |
|------------|-----------|--------------|---------|
| ● 成年後見制度   | ..... 2~3 | ● 暮らしに役立つ豆知識 | ..... 4 |
| ● 事務所の理念   | ..... 3   | ● 編集後記       | ..... 4 |
| ● インターンシップ | ..... 4   |              |         |

# 成年後見制度について



Aさん

最近、物わすれがひどくなってきて…。  
一人暮らしだし、財産の管理が心配だわ…。

そんな時のために、**成年後見制度** がありますよ。



弁護士

## 成年後見制度とはどんな制度なの??

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、介護などのサービスや施設への契約を結んだりする事が難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このように判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### 法定後見制度



家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする時に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりする事によって本人を保護します。

### 任意後見制度



本人が十分な判断能力のあるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。そうする事で、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをする事によって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をする事が可能になります。



ある日、施設に入所中のAさんを訪ねました。Aさんは、これまで社会で活躍し、財を築いた後、病に倒れました。一命はとりとめたものの、過去の記憶はなく、後遺症のため、1人で生活するのは不可能でした。

Aさんには、相当の預貯金がありました。病状からすると、自分で貯金の払い戻しをすることは無理でした。身寄りも、長らく連絡が途絶えていた息子がいましたが、既に妻子がいるため、同居して世話をするのは困難でした。そのため、施設に入居したのです。

このような場合に威力を発揮するのが、成年後見制度です。後見人が選任されれば、その人の名前で預金の払い戻しをして施設利用料を払ったりできます。後見人が弁護士の場合は、財産を守るために訴訟を起こすこともできます(たとえば、第3者が勝手に口座から引き出したお金を取り戻す、など)。また遊休資産を処分して、本人の生活費に充てることもできるのです。

そのほか、現在は元気にやっているが、将来倒れた時に、誰に財産を管理したり監護をしてもらうか決めておきたい、という場合に、任意後見契約を交わしておくこともできます。その場合は、いざというときに、その人に後見人になってもらうことができます。詳しいことは弁護士にお尋ね下さい。



### 1 任意後見契約について

法定の後見制度は、認知症等になり、後見人が必要になったときに、家庭裁判所が状況に応じて後見人を選任しますので、あらかじめ、自分で後見人を選んでおくことはできません。

後見人には親戚がなることもありますし、場合によっては、弁護士、司法書士等の第三者がなることもあります。

どうせなら気心の知れた信頼できる人になってもらいたいということで、あらかじめ後見人となってくれる人を選んでおき、その人に自分の老後の生活、療養看護、財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、代理権を与える契約を公正証書で結んでおくのが任意後見契約です。

任意後見契約は、痴呆症等で判断能力が不十分になった後、家庭裁判所で、後見人を監督する任意後見監督人を選任してもらってから、効力が発生します。

### 2 任意後見契約に潜む危険性

任意後見契約を締結したということで、安心してしまい、少し判断能力が落ちたときに、後見人受任者に通帳や印鑑を渡してしまった人がいました。

後見人受任者が家庭裁判所に任意後見監督人を選んでもらう手続きをとることなく、預かった通帳と印鑑を用いて、財産を消費してしまい、その人は財産を失ってしまいました。

せっかく後見人となる人を選んでおいてもこれでは意味がありません。任意後見契約を締結しても、任意後見監督人が選任されるまでは、財産の管理は自分で行った方がいいと思います。

## 事務所の理念

# 「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」



弁護士 小堀 秀行

「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」これが私たちの理念です。「社会を幸福に」とありますが、第1は依頼者の幸福です。トラブルに巻き込まれて不幸を背負い込んだ方に、私たちは安心と納得をお届け致します。トラブルは今後どうなるのだろうかという元々の不安に加えて、弁護士に依頼すること自体が不安です。報酬も不安です。法律相談では、まず詳しくお話しをお聞きした上で解決策を提示し、報酬なども詳しく説明致します。また、依頼を受けた案件については十分に打ち合わせをし、進行状況も逐一報告いたします。裁判になると100%有利とは限りませんが、依頼者の方が「なるほど」と納得できる解決が大切です。

第2は、事件の相手方も幸福にしたいということです。私たちは「多くの金銭を勝ち取ればさえよい」という考え方には立ちません。正当な方法により、依頼者の正当な利益を守ります。このことは同時に相手方に正当な負担をしてもらうことにもなりますが、裏返せば相手方の正当な利益を守るということです。依頼者と相手方の人間関係が将来も継続することは少なくありませんので、相手方にも納得してもらえるよう努力をします。

第3は、社会全体の幸福です。私たちは、弁護士会を始め国や自治体など様々な公務に就いておりますし、個人的にも多くの公益活動に従事しています。そのような活動を通じて1人でも多くの方が幸福になれるよう力を尽くしたいと考えています。

## 8月5日暑気払いに ビアパークに行ってきました。



### 当事務所では、金沢泉丘高等学校の インターンシップを受け入れました



平成21年7月27日～29日の3日間、インターンシップでお世話になりました。

私はまだ専門的な勉強をしているわけではなかったのですが、分からない事ばかりでしたが、担当の森岡先生をはじめ弁護士の先生方や事務員の皆さんに丁寧に分かりやすく教えて頂いたおかげで様々な事を学ぶ事ができました。

以前から弁護士という職業に興味を持っていた私にとって、この3日間は非常に充実していました。今後、自分の将来を設計するにあたって、この経験を参考にしたいと思います。

短い間でしたが、本当にありがとうございました。

金沢泉丘高等学校 2年  
浦前 祐大さん

暮らしに役立つ

**豆知識**



No.8

### 自己破産したらどうなる？

ろく美：大変！友達から、「借金が300万円にもなって、もう返せないから死ぬしかない」とって、相談されたの！

けん爺：なんと！そんなことで大切な命を捨ててはならん！その友達に、借金の問題は必ず解決できるから、絶対に自殺してはならんと言ってくれ。

ろく美：でも、月々の返済額が20万円にもなっているそうよ。けん爺が代わりに払ってくれるの？

けん爺：ワシにはそんなお金はないが、どうしても払えないのであれば、自己破産という方法があるのじゃ。

ろく美：自己破産したら、借金を返さなくてもよくなるの？

けん爺：自己破産を裁判所に申し立て、「免責」が得られれば、残りの借金を返済しなくてもよくなるのじゃよ。

ろく美：もう少し、詳しく教えて。

けん爺：まず、「破産」の手続きの中で、その人が持っている財産をお金に換えて、債権者に分配するのじゃ。その破産手続きの後で、「免責」の決定がなされる。

ろく美：じゃあ、その人の財産は全部取られちゃうの？冷蔵庫やタンスなどの家財道具も持って行かれるの？

けん爺：そういうことはない。換金の対象となるのは不動産や自動車などのある程度の価値があるものだけで、家財道具が持って行かれることはない。だから、個人の場合には、換金できるものが何もないという場合が多いのじゃ。

**換金対象**



ろく美：でも、破産したら、選挙権がなくなったり、会社や近所の人達に知られてしまうんじゃないの？

けん爺：よく誤解されているが、選挙権がなくなることはない。また、破産したことは「官報」という政府が発行しているものには載るが、これを見る人はほとんどいないじゃろう。普通は、会社や近所の人に知られることはないぞ。

ろく美：誰でも、免責が得られるの？友達は、生活費が足りなくて、借金してみたいだけど。

けん爺：誰でも免責が得られるということではない。免責不許可事由と言って、ギャンブルばかりやって借金ができた場合などには得られないことがあるが、生活費が足りなくて借金が増えたのなら、大丈夫じゃ。

ろく美：でも、弁護士に依頼するお金もないみたいだけど。。

けん爺：弁護士に依頼するお金がなくても、法律扶助という制度があって、収入が一定の基準以下であれば、弁護士費用を立て替えてくれる制度があるから、それを利用すればいいじゃろう。

ろく美：わかったわ。さっそく、友達に教えてあげよう。

けん爺：そうじゃな。早めに弁護士に相談するのがよいぞ。

### 編集後記

表紙の写真を探しに町を散策してみました。改めて金沢には兼六園や金沢城公園をはじめ、素晴らしい風景がこんな近くで楽しめるなんて贅沢な所だと感じました。

(市川)